

## ～飲食店に対する支援施策を実施します！～

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、売上高の減少により深刻な影響を受けている飲食店に対し、本市独自支援として、入居する賃貸建物の家賃等の固定経費の支払いを緊急支援します。

ぜひご活用くださいますようお願いいたします。

### ◇飲食店営業継続支援事業

交付対象者	①賃貸建物に有料で入居している飲食店を営む事業者 ②自己所有の建物による飲食店を営む事業者
交付条件	・令和2年5月1日時点で営業実績3か月以上 ・令和2年4月売上高が前年同月比5割以上減少
交付対象経費	①賃料月額の1/2を4か月分（上限20万円、下限10万円） ②固定経費分一律5万円 ※1事業者につき最大2店舗分

[事業の詳細及び申請はこちら](#)

《相談先》 商工観光部産業雇用政策課 ☎024-515-7746